

島本町公募委員選考要綱

(平成17年10月15日)
最近改正 令和6年3月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町の公募委員の選考について、必要な事項を定めるものとする。
(設置)

第2条 公募委員の選考に当たり、公平及び公正を期するため、島本町公募委員選考委員会
(以下「選考委員会」という。)を置く。

(委員)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総合政策部長
- (4) 委員を公募する所管部長(以下「所管部長」という。)
- (5) 委員を公募する所管課長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める者
(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、副町長をもって充て、会務を総理する。

2 副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会の会議は、所管部長の求めにより開くものとする。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(選考)

第6条 公募委員の選考は、応募時に提出された島本町公募委員応募申込書(別記様式)及び作文について審査を行い、選考委員会の合議により行うものとする。

2 公募委員の選考に際しては、性別及び年齢構成に配慮するとともに、多重兼職の制限に留意するものとする。

3 選考委員会は、第1項の審査以外に面接審査が必要と判断するときは、当該面接審査を実施し、その結果を踏まえ、選考委員会の合議により公募委員を選考するものとする。

4 選考委員会は、選考結果を速やかに所管部長に報告するものとする。

5 選考委員会の委員は、自己の親族に関する選考の際は、会議に出席することができない。ただし、選考委員会の同意を得た場合は、この限りでない。

(決定)

第7条 所管部長は、前条第4項の規定による選考委員会からの報告を踏まえ、公募委員の選任について、決裁を受け、決定する。

(結果の通知)

第8条 任命権者は、公募委員を決定したときは、速やかに全応募者に対し採否の結果を通知するものとする。

2 公募委員に応募した個人に関する情報並びに審査及び選考に係る情報は、非公開とする。
(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、総合政策部人事課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関する必要な事項については、選考委員会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役の経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に在職する収入役が在職する間における第3条及び第4条の規定の適用については、これらの規定に規定する会計管理者とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。